（内閣府本府組織規則の一部改正）

第四条　内閣府本府組織規則（平成十三年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五節　国民生活局（第十三条―第十五条）　第六節　沖縄振興局（第十六条）」を「第五節　沖縄振興局（第十三条）」に、「第十七条―第四十三条」を「第十四条―第四十条」に、「第四十四条―第五十三条」を「第四十一条―第五十条」に、「第五十四条」を「第五十一条」に、「第五十五条」を「第五十二条」に、「第五十六条・第五十七条」を「第五十三条・第五十四条」に改める。

第四条の見出し中「情報システム室及び」を「国際室及び情報システム室並びに」に改め、同条第一項中「、情報システム室及び」を「、国際室及び情報システム室並びに」に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　国際室は次に掲げる事務をつかさどる。

一　内閣府の所掌事務に係る国際機関、国際会議及び外国の行政機関その他の関係機関に関する事務の調整に関すること。

二　本府の所掌事務に係る海外との連絡に関する事務の取りまとめに関すること。

三　迎賓施設における国賓及びこれに準ずる賓客の接遇に関すること。

3　国際室に室長を置く。

第七条第六項中「二十四人」を「二十三人」に改める。

第一章第五節を削る。

第一章第六節中第十六条を第十三条とし、同節を同章第五節とする。

第二章第一節中第十七条を第十四条とし、第十八条を第十五条とし、第十九条を第十六条とする。

第二章第一節第二十条第一項中「九人」を「八人」に改め、同条を第十七条とする。

第二章第一節中第二十一条を第十八条とし、第二十二条から第二十五条までを三条ずつ繰り上げる。

第二章第一節第二十六条中「第三十条」を「第二十五条」に改め、同条を第二十三条とする。

第二章第一節中第二十七条を第二十四条とし、第二十八条から第四十三条までを三条ずつ繰り上げる。

第二章第二節中第四十四条を第四十一条とし、第四十五条から第五十三条までを三条ずつ繰り上げる。

第三章中第五十四条を第五十一条とする。

第四章中第五十五条を第五十二条とする。

第五章中第五十六条を第五十三条とし、第五十七条を第五十四条とする。

（沖縄総合事務局組織規則の一部改正）

第五条　沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第十八条第八号中「施行」を「規定による認定」に改め、同条中第十三号を第十五号とし、第九号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の二号を加える。

九　不当景品類及び不当表示防止法に基づく政令の規定により公正取引委員会の権限に属させられた報告の徴収及び立入検査等に関する事務に関すること。

十　消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第四十九号）の規定による改正前の不当景品類及び不当表示防止法の規定による排除命令に関すること。

（食品安全委員会令第一条第一項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令の一部改正）

第六条　食品安全委員会令第一条第一項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成十五年内閣府令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一号中「、同項第四款の規定による特定保健用食品についての安全性の審査を行おうとするとき」を削る。

（食品安全委員会事務局組織規則の一部改正）

第七条　食品安全委員会事務局組織規則（平成十五年内閣府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第四条中第七号を削り、第八号を第七号とする。

附　則

この府令は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日（平成二十一年九月一日）より施行する。

○内閣府令第四十五号

消費者委員会令（平成二十一年政令第二百十六号）第三条第二項の規定に基づき、消費者委員会事務局組織規則を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日　内閣総理大臣　麻生　太郎

消費者委員会事務局組織規則

1　消費者委員会事務局に、参事官一人を置く。

2　参事官は、命を受けて、局務に関する重要事項に係るものに参画する。

附　則

この府令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

○内閣府令第四十六号

消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第四十九号）の施行に伴い、並びに消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十五条第一項、第二十三条第四項及び同条第五項の規定に基づき、消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日　内閣総理大臣　麻生　太郎

消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令

消費者契約法施行規則（平成十九年内閣府令第十七号）の一部を次のように改正する。

第九条中「内閣府」を「消費者庁」に改める。

第十四条の見出し中「内閣総理大臣」を「消費者庁長官」に改め、同条中「五月十五日」を削り、「第十一条の二」を「第十条」に改める。

第十五条第一項中「内閣総理大臣が管理する」を「消費者庁長官が管理する」に、「内閣総理大臣が当該情報を記録する」を「消費者庁長官が当該情報を記録する」に、「内閣総理大臣が受信する」を「消費者庁長官が受信する」に改め、同条第二項及び第三項中「内閣総理大臣」を「消費者庁長官」に改める。

第十八条第一号中「並びに内閣総理大臣及び公正取引委員会」を「及び消費者庁長官」に改め、同条第二号中「内閣総理大臣」を「消費者庁長官」に改める。

附　則

この府令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

○内閣府令第四十七号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十五条第二項及び消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号）第五条第一号ロの規定に基づき、並びに消費生活用製品安全法を実施するため、消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日　内閣総理大臣　麻生　太郎

消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令

（定義）

第一条　この府令において使用する用語は、消費生活用製品安全法（以下「法」という。）及び消費生活用製品安全法施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例による。